

福祉サービス苦情解決事業 巡回訪問の流れ

① 申込または、委員会からの依頼



【申込の場合】

「巡回訪問申込書」に記入の上、委員会事務局に FAX 又はメールを送信してください。

【委員会からの依頼の場合】

委員会事務局が事業所へ直接連絡をし、訪問への協力依頼をします。
(訪問は強制ではなく、事業所の同意を得て実施します。)

※「巡回訪問」は苦情申出に関する「事情調査」とは異なります。



② 日程調整



- ・可能な限り事業所の希望日程にて調整を行います（平日のみ）。
- ・具体的な日程が未定の場合は、「希望月」を記入ください。
(希望の日程に添えない場合もありますが、御了承ください。)



③ 調査票の記入



「巡回訪問調査票」を事前に記入いただき、訪問日の 1週間前までに、委員会事務局あてに FAX またはメールにて提出してください。



④ 巡回訪問当日



- ・提出いただいた「巡回訪問調査票」をもとに、情報交換を行います。
- ・事業所段階での苦情解決における疑問や質問等にも可能な範囲でお答えします。また、委員会への御要望等もお聞かせください。
- ・巡回訪問の所要時間は 1時間程度です。
- ・委員会作成の「福祉サービス苦情解決制度の御案内」(記入式ポスター)も持参します。

【申込は以下の方法でお願いします。】

- FAX : 083-924-2793 (※送信票不要)
- e-mail : kujou@yg-you-i-net.or.jp